

名寄市自治基本条例に関する市の主な取組

章	条	条文	市の主な取組
2	5	<p>(市民参加)</p> <p>まちづくりは、市民の参加によって行われるものとする。</p> <p>2 市は、市政に関する企画立案、実施及び評価の各段階において、市民参加を保障しなければならない。</p> <p>3 市民参加においては、すべての市民は、性別、国籍、年齢、心身の状況、社会的経済的環境等の違いにかかわらず、平等な権利を有するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各種委員会・審議会等委員の公募 ○公募を含む委員による総合計画の策定・推進 ○施策・事務事業の外部評価 ○パブリック・コメントの実施
	7	<p>(情報共有)</p> <p>市民は、まちづくりに必要な情報を市から提供を受け、及び自ら取得する権利（以下「知る権利」という。）を有する。</p> <p>2 市民は、まちづくりに必要な知識を得るための学習の機会及び場を確保する権利（以下「学ぶ権利」という。）を有する。</p> <p>3 市は、前2項に規定する市民の権利を尊重しなければならない。</p> <p>4 市は、市政に関する意思決定の過程を市民に明らかにしなければならない。</p> <p>5 市は、まちづくりに関する情報を積極的かつ速やかに市民に提供し、及びわかりやすく説明する責務を負う。</p> <p>6 市は、市民がまちづくりに必要な知識を得るための学習環境を整備するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙、ホームページ、フェイスブック、情報公開コーナー等による情報提供 ○出前トークの実施 ○高齢者大学における市政に関する講義 ○市長室開放事業、まちづくり懇談会、市長と若者による懇談会等による情報共有 ○部次長会議等の会議録公開 ○庁議等決定事項の公開
	10	<p>(自主自立の市政運営)</p> <p>名寄市は、国から独立した自治体として、このまちの地域的特性及び市民の利益を最重視する立場から、国に対して、まちづくりに関する正当な自らの権利を主張し、意見を表明するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国・道等に対する要請活動（各種期成会要望、市長トップセールスによる要望）
5	16	<p>(市長等の役割及び責務)</p> <p>市長等は、市民への説明責任を果たすため、常にまちづくりに関する考えを市民に明らかにしなければならない。</p> <p>2 市長等は、常に市民の声に耳を傾け、誠実に対応するとともに、市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 市長その他の任命権者は、職員の適切な登用及び配置に努めるとともに、職員の能力の開発及び育成に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○所信表明、市政執行方針、行政報告 ○市長ブログ ○市長室開放事業、まちづくり懇談会、市長と若者による懇談会等による情報共有 ○職員研修、人事交流の推進
6	18	<p>(行政運営の原則)</p> <p>市長等は、市民参加及び情報共有の理念に基づき、公正で透明性の高い、開かれた行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に関連させ、その整合性に配慮しながら総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。</p> <p>3 市長等は、行政運営において、法令の解釈及び運用を適正に行わなければならない。この場合において、地方自治の基本理念に基づき、自主的に法令を解釈し、運用することを原則とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙、ホームページ、フェイスブック、情報公開コーナー等による情報提供 ○公募を含む委員による総合計画の策定・推進 ○施策・事務事業の外部評価 ○計画・事業の推進・評価・評価の反映の循環

章	条	条文	市の主な取組	
6	19	<p>(総合計画等)</p> <p>市は、まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定しなければならない。</p> <p>2 各分野の政策及び事業は、総合計画に根拠を置き、常に総合計画との調整を図りながら進行管理が行われなければならない。</p> <p>3 市長等は、総合計画の策定に際しては、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、市民の意見を反映させるため、広く市民の参加を求めなければならない。</p> <p>4 市長等は、総合計画の進行状況について、適切な形で市民に公表しなければならない。</p> <p>5 総合計画は、経済的、社会的変化及び新たな行政需要に柔軟に対応できるよう、常に検討及び見直しが行われなければならない。</p>	<p>○公募を含む委員による総合計画の策定・推進</p> <p>○施策・事務事業の外部評価</p> <p>○情報公開コーナー、ホームページ等による計画及び進行状況の公表</p> <p>○ローリング形式による実施計画の毎年度見直し</p> <p>○総合計画、行政評価、予算、財政計画の連動</p> <p>○情報公開コーナー、ホームページ等による予算や主な事業の公表</p>	
	20	<p>(財政運営)</p> <p>市長等は、自立した運営を行うため、自らの判断と責任で財源を確保し、使途を決定する財政自治の原則を守るものとする。</p> <p>2 市長等は、総合計画の進行状況及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、予算の編成及び執行に当たって、その内容に関する十分な情報を市民に提供するよう努めなければならない。</p>		
	22	<p>(行政評価)</p> <p>市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を進めるため、行政評価に関する制度を整備し、実施するとともに、その結果を市民に公表しなければならない。この場合において、市長等は、透明性を確保するために外部評価を取り入れるなど、市民の視点を重視しなければならない。</p>		
	23	<p>(行政手続)</p> <p>市長等は、市民の権利及び利益を保護し、公正かつ透明な行政を行うため、行政処分及び行政指導並びに市長等に対する届出に関する手続に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとする。</p>		○名寄市行政手続条例(平成18年3月27日条例第17号)
	24	<p>(危機管理体制)</p> <p>市長等は、市民の生命と生活の安全を確保し、災害等の緊急時には、総合的かつ機能的な活動を実施できるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民、事業者及び関係機関との連携・協力を図り、災害等に備えなければならない。</p>		<p>○災害対策本部の設置</p> <p>○町内会等と連携した防災訓練の実施</p> <p>○防災情報システムの設置</p> <p>○洪水ハザードマップ</p> <p>○地域防災計画の全面改訂</p>
7	25	<p>(市民参加制度)</p> <p>市は、政策の立案、実施及び評価の各段階において、適切な時期に市民参加の機会を設け、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、各種委員会、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。この場合において、委員等の性別、年齢、住んでいる地域その他の点でバランスのとれた構成になるように努め、市民がその立場や境遇によって不利益を被ることのないようにしなければならない。</p> <p>3 市長等は、重要な政策決定の過程において市民の意見を反映させるため、公聴会制度及びパブリック・コメント等意見公募制度を設けなければならない。</p>	<p>○各種委員会、審議会その他の附属機関等の委員公募</p> <p>○まちづくり懇談会、重要な政策に関する懇話会の実施</p> <p>○パブリック・コメントの実施</p>	

章	条	条文	市の主な取組
7	27	(情報公開) 市は、市民の知る権利を尊重し、及び説明責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開しなければならない。	○名寄市情報公開条例(平成18年3月27日条例第18号)
	28	(情報提供) 市は、情報公開請求の有無にかかわらず、市政に関する重要な情報を、適切な時期に、適切な方法により、市民に積極的に提供できるよう努めなければならない。この場合において、市民がその立場や境遇によって不利益を被ることのないようにしなければならない。	○広報紙、ホームページ、フェイスブック、情報公開コーナー等による情報提供 ○パブリック・コメントの実施 ○部次長会議等の会議録公開 ○庁議等決定事項の公開
	29	(個人情報の保護) 市は、市民個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。	○名寄市個人情報保護条例(平成18年3月27日条例第19号)
	31	(市民の学習環境の整備) 市長等は、市民がまちづくりに関する情報を共有し、主体的な活動に生かすことができるよう、各地域にまちづくりに関する学習の場を整備しなければならない。	○出前トークの実施 ○公開講座(道北地域研究所)
	33	(コミュニティ支援) 市民及び市は、地域単位の住民活動が自治の重要な担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めなければならない。 2 市民及び市は、コミュニティによるまちづくりを尊重するとともに、その意見をできる限り市政に反映させるよう努めなければならない。	○町内会、地域連絡協議会の活動支援 ○町内会との共催によるまちづくり懇談会の実施
	34	(国、他の自治体等との連携・協力) 名寄市は、国、北海道及び近隣の自治体との情報共有と相互理解に立ち、連携・協力して広域的及び共通するまちづくりの課題の解決に努めるものとする。 2 市民及び市は、積極的に海外の自治体及び組織と友好及び連携を深め、そこから得られた有益な情報及び知識をまちづくりに生かすように努めるものとする。	○北・北海道圏域定住自立圏における連携 ○国内・国際交流の推進